

ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける競争的研究資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）」を踏まえ、国又は国が所管する独立行政法人等からふじのくに地球環境史ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）に交付される競争的研究資金の取扱いに関して、適正に管理及び運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的研究資金等の管理及び運営については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において、「競争的研究資金等」とは、国及び国が所管する独立行政法人等から研究代表者及び共同研究者等（以下「研究代表者等」という。）個人又はミュージアムに対して交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、及びそれらが交付された他機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により受け入れる研究資金であって、ミュージアムが経理するものをいう。

(法令等の遵守)

第4条 研究代表者等は、交付等を受けた競争的研究資金等に係る研究の実施に当たって、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」及び関係法令並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

(運営・管理体制)

第5条 ミュージアムの競争的研究資金等を適正に管理及び運営するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

2 ミュージアム全体を統括し、競争的研究資金等の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を館長と定める。

3 最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を副館長と定める。

4 競争的研究資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を企画総務課長と定める。

5 公正な研究活動を推進するための運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（研究倫理教育責任者）を学芸課長と定める。

(競争的研究資金等の経理)

第6条 競争的研究資金等は、研究代表者等個人に対して交付される科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金をはじめとする競争的研究資金（以下「個人向け競争的研究資金」という。）と、静岡県（以下「県」という。）と他機関等との受託研究又は共同研究に

より受け入れる研究資金（以下「受託研究費等」という。）の区分に応じて取り扱うものとする。

2 個人向け競争的研究資金にあつては、「ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の取扱規程」に基づき、ミュージアムにおいて直接管理し、計画的かつ適正に執行するものとする。ただし、間接経費にあつては、静岡県歳入歳出予算に計上した上で、計画的かつ適正に執行するものとする。

3 受託研究費等にあつては、間接経費も含めて、静岡県歳入歳出予算に計上した上で、契約書に定めるもののほか、「静岡県財務規則（昭和 39 年静岡県規則第 13 号）」、「静岡県財産規則（昭和 39 年静岡県規則第 14 号）」及び「静岡県職員の旅費に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 48 号）」、その他の県の規程等に基づき、計画的かつ適正に執行するものとする。

（相談窓口）

第 7 条 競争的研究資金等に係る事務処理手続き及び使用に関する相談を受け付けるため、相談窓口を設置する。

2 個人向け競争的研究資金及び受託研究費等に関するミュージアム内の相談窓口は、企画総務課とする。

3 受託研究費等に関するミュージアム外の相談窓口は、次の各号に掲げる所属とする。

- (1) 出納局中部出納室
- (2) 出納局会計指導課
- (3) 出納局用度課

（通報窓口）

第 8 条 競争的研究資金等の不正行為に関する通報窓口は、次の各号に掲げる者又は所属とする。

- (1) 企画総務課長
- (2) 経営管理部職員局人事課監察班

（研修）

第 9 条 副館長は、競争的研究資金等を適正に管理及び運営するため、コンプライアンス研修、財務会計関係研修及びその他適当な方法により、研究代表者等の規範意識の向上を図るものとする。

2 研究代表者等は、前項の研修等に参加し、規範意識の向上に努めなければならない。

（執行状況の確認）

第 10 条 学芸課長は、財務会計システム等により随時競争的研究資金等の執行状況を把握し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究代表者等に対し、当該理由を確認の上、必要な改善を求めるものとする。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、学芸課長は、繰越制度の活用等も含めた改善策を研究代表者等と遅滞なく協議するものとする。

(物品購入発注)

第 11 条 個人向け競争的研究資金において、物品購入契約 1 件当たりの予定価格が 100 万円以下の場合には、研究代表者等は、書面により静岡県財務規則に定める決裁権者の了解を経て、発注するものとする。

2 個人向け競争的研究資金において、物品購入契約 1 件当たりの予定価格が 100 万円を超える場合には、企画総務課職員が、静岡県財務規則及び静岡県財産規則の規定に準じて、契約執行伺を決裁回付し、入札又は見積合わせを実施し、物品取得伺を起案し、研究代表者等及び学芸課長及び静岡県財務規則に定める決裁権者の決裁を経て、発注するものとする。

3 受託研究費等において、物品購入契約 1 件当たりの予定価格が 100 万円以下の場合には、研究代表者等は、静岡県財務規則及び静岡県財産規則の規定に基づき、財務会計システムにより作成した物品取得伺を決裁回付し、学芸課長及び静岡県財務規則に定める決裁権者の決裁を経て、発注するものとする。

4 受託研究費等において、物品購入契約 1 件当たりの予定価格が 100 万円を超える場合には、企画総務課職員が、静岡県財務規則及び静岡県財産規則の規定に基づき、財務会計システムにより作成した契約執行伺を決裁回付し、入札又は見積合わせを行い、物品取得伺を起案し、研究代表者等、学芸課長及び静岡県財務規則に定める決裁権者の決裁を経て、発注するものとする。

(物品納品検収)

第 12 条 物品購入契約に伴う納品検収業務については、研究代表者等及び企画総務課職員の 2 名をもって物品及び納品書等関係書類を検収し、納品書に検収者又は立会者として署名するものとする。

(出張復命)

第 13 条 競争的研究資金等から旅費を支出する出張をした場合には、研究代表者等は、旅行後すみやかに、出張復命書又は出張報告書を作成し、副館長に対して復命するものとする。

(懲戒処分)

第 14 条 研究代表者等が、競争的研究資金等の管理及び運営に関して不正行為をした場合、その行為が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項各号に該当する場合には、同法第 29 条及び「職員の懲戒の手続き緒及び効果に関する条例（昭和 28 年 3 月 24 日条例第 34 号）」の規定に基づき、県は、研究代表者等に対して、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分等を行うことができるものである。

2 懲戒処分等の検討は、静岡県行政組織規則の規定に基づき、経営管理部職員局人事課において行われるものである。

(検査・監査)

第 15 条 副館長は、競争的研究資金等を適正に管理及び運営するため、競争的研究資金等

の管理・経理に関する検査又は監査を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、個人向け競争的研究資金にあつては、直接経費に係る管理・経理に関するの検査に限り実施するものとする。

3 受託研究費等にあつては、次の各号に掲げる検査又は監査を受けるものとする。

- (1) 出納局中部出納室が実施する会計事務検査（かいの例月検査）
- (2) 出納局会計指導課が実施する会計事務指導検査
- (3) 出納局用度課が実施する物品事務指導検査
- (4) 監査委員事務局が実施する予備監査、随時監査及び本監査

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。